

令和3年度国民健康保険税率等のお知らせ

課税額は世帯の加入者数、所得状況等により異なります。6月中旬にお送りする納税通知書でご確認ください。

■令和3年度 滝川市国保税率等

区 分	医療保険分 (すべての加入者)	後期高齢者支援金分 (すべての加入者)	介護保険分 (40歳以上65歳未満)
所得割率 (基準総所得金額に対して)	9.1%	2.8%	2.3%
均等割額(加入者1人当たり)	23,100円	6,600円	12,000円
平等割額(1世帯当たり)	23,100円	6,600円	—
課税限度額	63万円	19万円	17万円

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

基準総所得金額＝前年の総所得金額－基礎控除額最大 43 万円

■国保税の軽減措置拡充について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が一定以下の世帯は、均等割および平等割の税額の負担が軽減されます。

令和3年度からは、個人所得課税の見直しにより下記のとおり変更になります。

区 分	改正前	改正後
7割軽減判定基準額	33万円以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下
5割軽減判定基準額	33万円+(28万5千円×加入者数)以下	43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2割軽減判定基準額	33万円+(52万円×加入者数)以下	43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下

※令和3年1月1日時点で、満65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の年金所得がある方については、上記基準額に最大で15万円上乘せされます。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ①給与等の収入金額が55万円を超える方
- ②公的年金の収入金額が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円(15万円特別控除を含む)を超える方

○保険税額のモデルケース

計算例① 軽減がない世帯

【世帯主】国保・45歳
給与所得 260万円
基礎控除後 217万円



【妻】国保・42歳



【子ども2人】国保・幼児



●軽減判定

世帯の合計所得260万円
→軽減判定基準を超えるため
『軽減なし』

●税額の計算

- ①医療分 $[217万円 \times 9.1\%] + [23,100円 \times 4人] + [23,100円] = 312,900円$
- ②後期支援金分 $[217万円 \times 2.8\%] + [6,600円 \times 4人] + [6,600円] = 93,700円$
- ③介護分 $[217万円 \times 2.3\%] + [12,000円 \times 2人] = 73,900円$

国保税年税額

→(①+②+③)=480,500円

計算例② 2割軽減該当世帯

【世帯主】国保・73歳
年金所得 90万円
基礎控除後 47万円



【妻】国保・72歳
年金所得 60万円
基礎控除後 17万円



●軽減判定 ※65歳以上の年金所得は1人15万円を控除
世帯の合計所得120万円

→43万円+(52万円×2人)+{(2人－1)×10万円}以下
『2割軽減該当』

●税額の計算

- ①医療分 $[64万円 \times 9.1\%] + [23,100円 \times 2人 \times 0.8] + [23,100円 \times 0.8] = 113,600円$
- ②後期支援金分 $[64万円 \times 2.8\%] + [6,600円 \times 2人 \times 0.8] + [6,600円 \times 0.8] = 33,700円$

国保税年税額

→(①+②)=147,300円

※それぞれ100円未満切り捨て